

次期埼玉県男女共同参画基本計画（議決計画）の策定について

1 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- (2) 女性活躍推進法第6条第1項に基づく都道府県推進計画（計画の一部）
- (3) **新たに「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」及び「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を統合・整理を行い、一体的に推進**

2 計画の期間

令和9年度から令和13年度まで（5年間）

3 計画策定の考え方

- ・ 継続性を配慮し現行計画を継承しつつ、**国の第6次男女共同参画基本計画、社会情勢の変化、「意識・実態調査（R7県実施）」の結果などを踏まえて策定する**

4 社会情勢の変化と課題

【社会情勢の変化】

- ・ 出産・育児による女性の正規雇用比率低下幅の減少
- ・ 様々な場における多様な価値観の醸成
- ・ 少子高齢化、人口減少の加速
- ・ ジェンダーに基づく暴力根絶の認識の広がり など

【課題】

- ・ **根強く残る固定的性別役割分担意識**
- ・ **人口減少社会、独居高齢者の増加**
- ・ **潜在化しやすいDV・性暴力等の防止と被害回復 など**

【参考：条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的協力

5 計画を推進するための基本的な視点

上記4及び右記条例の基本理念を踏まえ、計画全体を貫く基本的な視点として以下を設定

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、**誰もが心身ともに健康で幸福を感じる（Well-being）社会を実現する**
- 3 誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくる
- 4 **ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すとともに、様々な困難を抱える人への支援を行う**
- 5 **施策全体にジェンダー主流化の視点を取り入れる**

計画の目標(案)

(副題)

男女共同参画社会の実現

目指す姿	基本目標	施策の基本的方向	
I あらゆる分野における男女共同参画の推進	I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大	①県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ②市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③女性の人材発掘・育成・活躍の推進	
	I-2 生活の場における男女共同参画の推進	①共働き、子育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進【表記修正】 ②家庭と仕事・地域活動の両立の促進 ③子育て・介護の社会的支援【表記修正】	
II 経済社会における女性活躍の拡大	II-1 働く場における女性活躍の推進	①女性の就業・復職・起業支援 ②女性の就業継続・キャリア形成支援 ③女性活躍に関する情報発信	女性活躍推進法
	II-2 誰もが働きやすい職場環境づくり	①働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現【表記修正】 ②男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進及び各種ハラスメントに係る意識啓発と防止対策の徹底【表記修正】 ③多様な働き方における就業環境の整備、再就職等の支援【表記修正】	
III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	III-1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	①ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止と被害者支援の基盤強化【一部新規】 ②配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 ③あらゆる性犯罪・性暴力への対策の推進【表記修正】 ④こども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進 ⑤セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ⑥生活再建のための自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援【DV防止計画から】 ⑦民間団体との連携・協働等の充実【DV防止計画から】 ⑧ストーカー行為・人身取引・売買春などへの対策の推進【表記修正】	DV防止法
	III-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重	①困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援【困難女性支援計画から】 ②民間団体との連携・協働等による困難な問題を抱える女性への支援体制の充実【困難女性支援計画から】 ③高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援 ④障害者、外国人、性的マイノリティなど配慮を必要とする人への支援 ⑤男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進	困難女性支援法
	III-3 生涯を通じた男女の健康支援と命への配慮	①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 ②生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ③健康をおびやかす問題についての対策の推進 ④スポーツを通じた健康確保・スポーツ分野における女性の参画拡大【表記修正】 ⑤医療分野における女性の参画拡大【表記修正】	
	III-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	①防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大 ②防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進 ③男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実	
IV ジェンダー平等・男女共同参画の実現に向けた意識改革・教育の推進	IV-1 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消	①固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援 ③ジェンダー主流化の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進【新規】 ④メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ ⑤人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護	
	IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	①男女共同参画の視点に立ったジェンダー平等教育の推進 ②男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進 ③男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進	

目標の副題案

（目標）男女共同参画社会の実現

（以下副題案）

- ① ～多様な個性と能力が輝く、誰もが活躍できる埼玉へ～
- ② ～あらゆる人権が尊重され、ジェンダー平等実現の埼玉へ～
- ③ ～誰もが暮らしやすい、Well-being実現の埼玉へ～

【参考 現行計画の副題】

～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

次期男女共同参画基本計画（議決計画）の策定について

想定スケジュール

（令和7年度）

- 令和8年1月～3月 計画体系・骨子の検討
- 2月～3月 計画体系・骨子の庁内照会
- 3月23日 第69回（令和7年2回目）男女共同参画審議会へ諮問

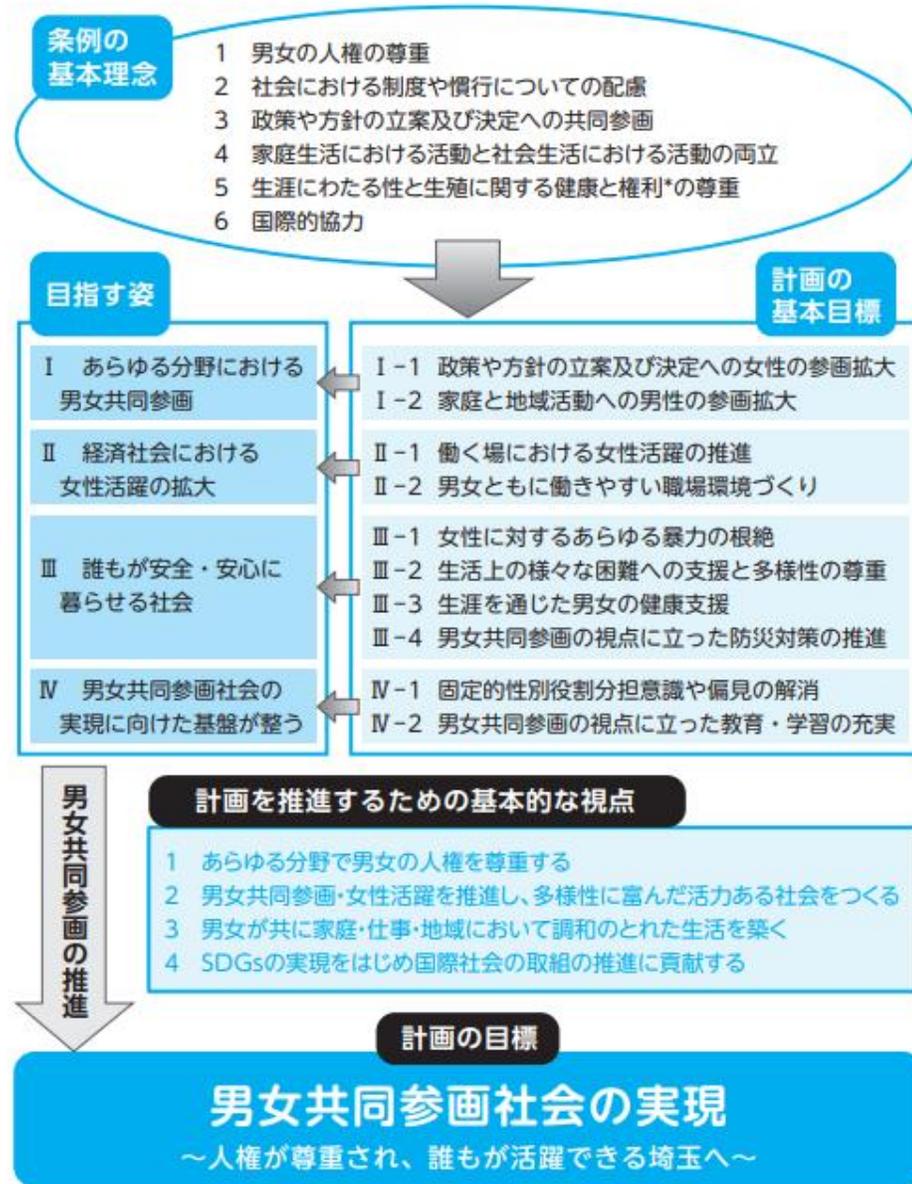
（令和8年度）

- 5月～6月 計画素案の作成・庁内意見照会等
- 7月 第70回（令和8年1回目）男女共同参画審議会（計画案の検討）
- 8月～9月 男女共同参画推進会議幹事及び庁内意見照会
- 9月 第71回（令和8年2回目）男女共同参画審議会（計画案の検討）
- 9月 県民コメント用計画案の作成
- 10月 県民コメントの実施（1か月間）
- 11月 第72回（令和8年3回目）男女共同参画審議会（県民コメント反映後の計画案の検討）
- 12月 男女共同参画審議会から答申、最終計画案の作成
- 令和9年2月 2月定例会へ付議
- 3月 2月定例会議決
- 3月 計画の策定・公表

【参考1】 条例の基本理念と現行計画の基本目標等について

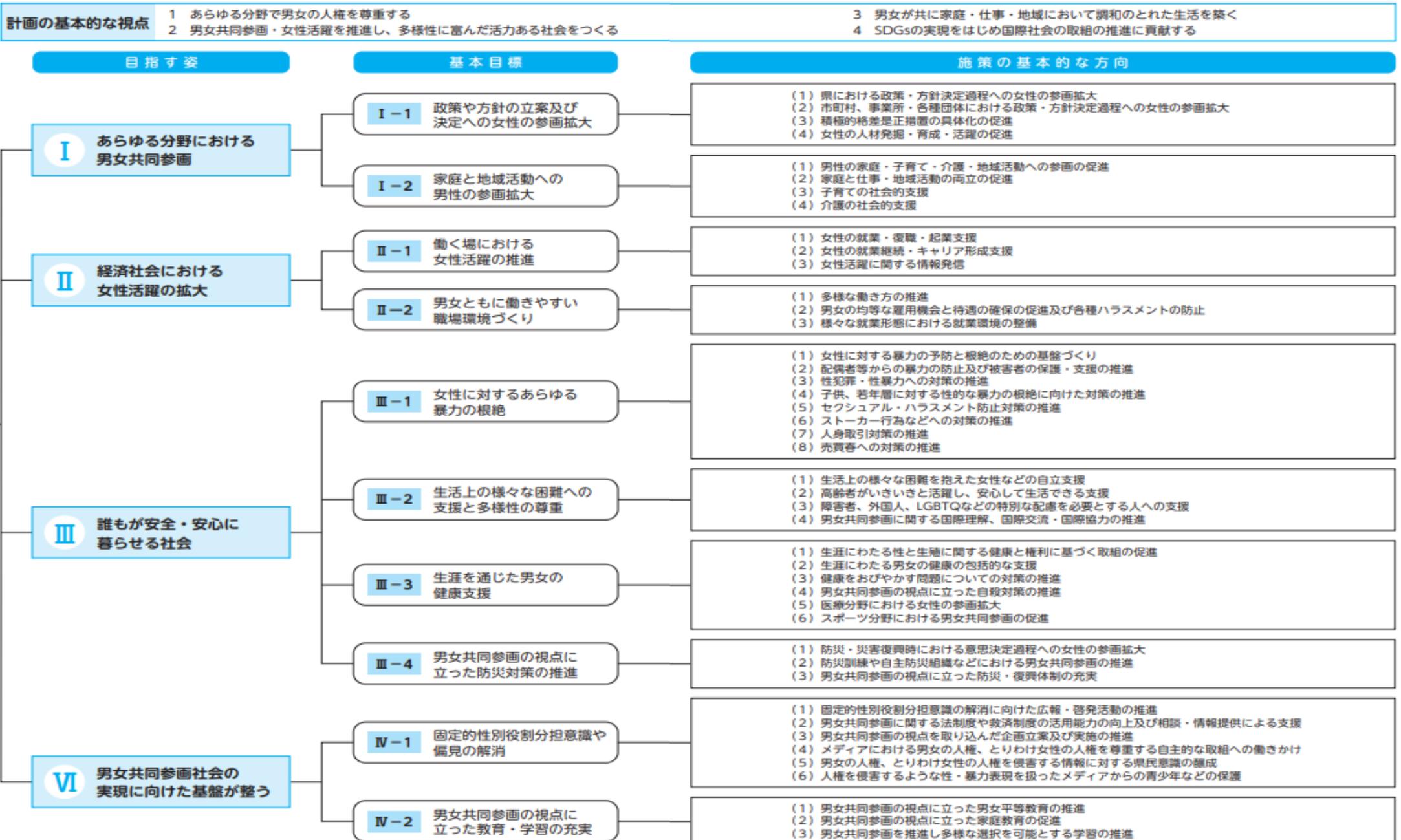
条例の6つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「4つの目指す姿」と「10の基本目標」を設定しました。

計画を推進するための4つの基本的な視点も合わせ、次のとおり整理しました。



【参考2】 現行計画の体系等について

男女共同参画社会の実現
 ～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～



【参考2】 現行計画の指標について

目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

基本目標Ⅰ-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	39.2% (令和2年度)	42.0% (令和8年度)	県の各種審議会など（法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員）における女性委員の割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であることから、この指標を選定。	国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年までに女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目標としていることと踏まえ、目標値を設定。
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	56.1% (令和2年度)	75.0% (令和8年度)	県の各種審議会などにおける女性委員の比率が40～60%の審議会などの割合。 女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であり、また、より適正な女性の割合を示していることから、この指標を選定。	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均等とすることが望ましく、40%以上60%以下となる審議会等を全体の4分の3に増やすことを目指して、目標値を設定。

基本目標Ⅰ-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
3	男性県職員の育児休業取得率	総務部	38.5% (令和2年度)	50.0% (令和7年度)	妻が産んだ男性県職員のうち、育児休業を取得した男性県職員の割合。 女性に比べ、男性の育児休業の取得率は県民にも低いことから、まずは、率先奉返で、男性県職員の育児休業取得を進める必要があることから、この指標を選定。	埼玉県特定事業主行動計画所定時における実績値（令和元年度25.9%）を踏まえ、国の第5次男女共同参画基本計画（令和7年度までに30%）を上回る目標値を設定。
4	地域社会活動に参加している県民の割合	県民生活部	34.2% (令和2年度)	41.5% (令和8年度)	県政世論調査で「過去1年間に地域社会活動（自治会、PTAなどによる地域活動及びNPO、ボランティアなど）に参加したことがある」と回答した県民の割合。 地域コミュニティ活動が活性化し、活力ある地域づくりが進んでいることを示す数値であることから、この指標を選定。	過去最高値（平成26年度41.5%）まで回復させることを目指し、目標値を設定。
5	保育所待機児童数	福祉部	388人 (令和3年4月1日)	0人 (令和9年4月1日)	保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申込みがされているが、利用できていない児童（特定の保育所等への希望や育児休業延長の意思の確認ができた者などを除く）。 利用申込みをした人が全て利用できるようにすることを目指し、この指標を選定。	計画期間中は常に待機児童がいない状態を目指し、目標値を設定。

目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ-1 働く場における女性活躍の推進

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
6	女性（30～39歳、40～49歳）の就業率	産業労働部	30～39歳 71.6% 40～49歳 76.3% (令和2年)	30～39歳 75.1% 40～49歳 79.2% (令和8年)	女性（30～39歳、40～49歳）に占める就業者の割合。 子育て前から子育て後に復帰するまでの女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。 ※ 現状値及び目標値は、総務省統計局「労働力調査」の調査票情報と独自集計し推計値を算出。 「労働力調査は、都道府県別の標本設計がされていないことから、推計値の誤差が大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある。	令和元年の全国平均（30～39歳：75.1%、40～49歳：79.2%）の水準まで引き上げることを目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅱ-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
7	多様な働き方実践企業の認定数	産業労働部	延べ3,356社 (令和2年度)	延べ4,250社 (令和6年度)	仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践している企業等を県が認定した数。 「育児や介護と仕事を両立している従業員がいる、男性従業員の育児休業等の取得実績がある、働き方改革を進めている」などが認定項目となっており、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進している企業数値であることから、この指標を選定。	「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、令和6年度までに延べ4,250社にすることを目標としていることを踏まえ、目標値を設定。

目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
8	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	20市 (令和2年度)	30市 (令和8年度)	「配偶者暴力相談支援センター」を設置している市町村数。	被害者の支援に必要な体制であることから、この指標を選定。
9	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	31団体 (令和2年度)	100団体 (令和6年度)	県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を助けた性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワークへの参加団体数。 女性を助けた性犯罪防止を目的としていることから、この指標を選定。	協定事業者、県内大学等を対象に働きかけをすることにより、ネットワークの100団体参加を目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
10	人権啓発事業の参加者数	県民生活部	180,000人 (令和4年度～令和8年度の累計)		人権啓発事業の参加者数。	人権啓発事業の参加者数について、過去5年間（平成28年度～令和2年度）の最高値（27,214人）を上回る30,000人を超え、令和4年度以降に毎年2,000人ずつ増加させることを目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
11	健康寿命	保健医療部	男性 17.73年 女性 20.58年 (令和元年)	男性 18.50年 女性 21.28年 (令和8年)	65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（要介護2以上になるまでの期間）。	健康寿命は寿命を延ばすとともに、健康で自立した生活ができるようにすることが目的であること、継続的に客観的評価が可能な数値であることから、この指標を選定。

基本目標Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
12	自主防災組織の組織率	危機管理 防災部	91.4% (令和元年度)	96.0% (令和8年度)	全世帯数に対する「自主防災組織が組織されている地域の世帯数」の割合。 地域の防災力向上の要となる自主防災組織の設立や活動の際に、女性の視点を盛り込むよう努めており、組織率の増加は男女共同参画の視点に立った防災対策の推進にも資するものであるため、この指標を選定。	令和元年度における組織率の全国上位10県の平均値（96.2%）に相当する組織率を目指し、目標値を設定。

目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標Ⅳ-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
13	固定的な性別役割分担に同意しない人の割合	県民生活部	62.8% (令和2年度)	70.0% (令和7年度)	「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な考え方に同意しない人の割合。 固定的性別役割分担意識の解消を目的としていることから、この指標を選定。	施策推進による伸びを見込み、7割以上を目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

No	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
14	新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合	教育局	49.3% (令和2年度)	100% (令和5年度)	小・中・高等学校教員のうち、新しい「人権感覚育成プログラム（平成30年度版）」を活用できる教員を育成する人権感覚育成指導者研修等に参加し、授業等で実践できる教員が2人以上となった学校の割合。 学校における人権教育の指導方法の充実を図り、児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、この指標を選定。	新しい「人権感覚育成プログラム（平成30年度版）」を活用した参加体験型の学習を実践することから、小・中・高等学校において各学校2人以上の指導者を育成することを目指し、目標値を設定。

これまでの男女共同参画に関する国と県の動向

年	国の動き	県の動き
平成12年	男女共同参画基本計画策定	埼玉県男女共同参画推進条例施行
平成13年	内閣府に男女共同参画局設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立	
平成14年		埼玉県男女共同参画推進プラン2010策定 埼玉県男女共同参画推進センター開設
平成16年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正	
平成17年	男女共同参画基本計画(第2次)策定	
平成18年	男女雇用機会均等法一部改正	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定
平成19年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正	埼玉県男女共同参画推進プラン2010中間見直し、埼玉県男女共同参画推進プランとする
平成21年		配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)策定
平成22年	男女共同参画基本計画(第3次)策定	
平成24年		埼玉県男女共同参画基本計画(平成24～28年度)策定 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)策定
平成25年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正	
平成27年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立・施行 男女共同参画基本計画(第4次)策定	
平成29年		埼玉県男女共同参画基本計画(平成29～33年度)策定 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)策定
令和元年	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正	
令和2年	男女共同参画基本計画(第5次)策定	
令和4年	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律成立	埼玉県男女共同参画基本計画(令和4～8年度)策定 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)策定
令和5年		ジェンダー主流化試行点検の実施
令和6年		埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(令和6～8年度)策定 ジェンダー主流化事業点検の実施
令和8年	男女共同参画基本計画(第6次)策定予定	
令和9年		埼玉県男女共同参画基本計画(令和9～13年度)策定